

## 岡崎市猫の避妊処置事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律第7条に基づき、岡崎市内において、猫に対する愛護と適正飼養、適正管理を目指すために必要な事項を定め、人と猫が共生できる地域づくりと、地域環境の向上を図ることを目的とし、岡崎市内で猫の避妊処置事業（以下「事業」という。）を実施するために定める。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 「飼い猫」とは、所有者または占有者あるいは取扱者のいる（定まった飼養者のいる）猫のことをいう。
- (2) 「飼い主のいない猫」とは、所有者または占有者あるいは取扱者のいない（定まった飼養者のいない）猫のことをいう。
- (3) 「地区」とは、町内会又はそれを構成する組の区域ごとのことをいう。
- (4) 「住民等」とは、町内会又は組の代表者及び住民のことをいう。
- (5) 「ボランティア」とは、本事業の趣旨を理解し協力できる個人または団体のことをいう。

### (基本方針)

第3条 この目的を達成するための方針は、次のとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫の増加の抑制を行う。
- (2) 飼い主のいない猫に起因する住民等への生活環境での被害やトラブルを減少させる。
- (3) 前各号の実行と継続、並びに第1条に定める目的のために、住民等への普及啓発と周知を行う。

### (事業内容)

第4条 この事業の具体的な内容は、次のとおりとし、全ての内容を行うことを原則とする。その他必要な事項は「岡崎市猫の避妊処置事業運営実施細則」（以下「実施細則」という）で別に規定する。

- (1) 本事業に対する地区の住民等の合意の形成
- (2) 飼い猫、並びに飼い主のいない猫の把握、台帳作成
- (3) 飼い主のいない猫に起因するトラブルの情報の把握、並びに連絡、周知
- (4) 飼い主のいない猫の捕獲、避妊去勢手術等の実施とその後の放獣
- (5) 飼い猫の適正飼養、完全室内飼養の推進。本事業の目的、並びに人と飼い主のいない猫が共生する地域づくりの普及啓発と周知、浸透

### (実施地区)

第5条 地域の猫の問題を解決するため、本事業に取り組む地域を「猫の避妊処置事業実

施地区」(以下「実施地区」という。)として市が指定する。

指定する地区は原則として以下に掲げる事項のほか、「実施細則」で規定する別途必要な事項の要件を満たすものとする。

- (1) 実施地域の範囲が地区として明確であり、実施地域内の飼い主のいない猫が把握されていること。
- (2) 飼い主のいない猫による被害があり、住民等が困っていること。
- (3) 地区の住民等が本事業の目的を理解し、本事業を市と協同で実施できること。

(役割分担)

第6条 本事業の実施にあたっての役割分担は、以下のとおりとする。

- (1) 住民等は、地域の合意形成に向けた会議、集会、広報活動等を行う。併せて、飼い猫から飼い主のいない猫を出さない対策、住民に被害を及ぼす猫の把握、飼い主のいない猫の捕獲、捕獲した猫の搬送、動物病院で捕獲したオス猫の去勢手術等を行う。
- (2) 市は、住民等の合意形成のために行う活動を主体的に支援するとともに、飼い主のいない猫の捕獲のためのオリの設置を行い、動物総合センターで捕獲したメス猫の避妊手術等を行う。
- (3) ボランティアは、住民等及び市と協同し、会議、啓発、捕獲及び搬送等に、必要に応じて協力することができる。

(費用負担)

第7条 本事業の実施にあたっての費用分担は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 住民等は、会議や説明会等会場の準備、開催や広報活動等を行う際に発生する費用と捕獲したオス猫の去勢手術費用を負担する。
- (2) 市は、台帳、普及啓発資材の準備、専門的な問題への助言、資料提供、説明会の準備の際に発生する費用と捕獲したメス猫の避妊手術費用を負担する。

(実施期間)

第8条 本事業の実施期間は、市が地域を指定した日から2か月間を原則とし、再指定を妨げない。

(事務局)

第9条 本事業の事務局を岡崎市保健部動物総合センター動物1係に置く。

(事業実施手続き)

第10条 本事業の実施にあたっては以下の手続きを行うものとする。

- (1) 申請  
地区の代表者は、様式1で申請するものとする。
- (2) 協議  
市は、申請の内容の確認を行うと共に、市事務局、住民等が集まり事業計画を協議するものとする。
- (3) 決定  
協議の結果により、市は実施地域の指定を行い、様式2の事業決定を通知し、地区

の代表者は、様式3の誓約書を提出するものとする。

(4) 完了報告

地区の代表者は、本事業が完了後速やかに、様式4で事業の完了を報告するものとする。

(5) その他

本事業の事業計画に変更が生じた場合、地区の代表者は、市と協議して進めるものとする。

(実施細目等)

第11条 本事業の施行に関し必要な事項は、実施細則等別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。